

合併市に関する調査

記入月日：平成17年2月21日

基礎情報

都道府県・市名	滋賀県・米原市(まいばらし)
合併期日	平成17年2月14日
合併形式	新設合併
住所 (旧市町村名も記載)	滋賀県米原市下多良三丁目3番地(旧米原町)
人口 (合併直近の国調)	31,859人
面積	205.06km ²
議員定数	20人
関係市町村名	山東町、伊吹町、米原町

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	議員数 (人)	高齢化比率 (%)
関係市町村	山東町	13,765	53.11	16	22.25
	伊吹町	6,000	109.17	12	25.33
	米原町	12,375	42.78	14	24.80
合計	-	32,140	205.06	42	-

関係市町村の財政状況 (平成15年度決算)

	市町村名	歳入合計 (千円)	地方税 (千円)		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税 (千円)	地方交付税 (千円)		
関係市町村	山東町	6,088,203	1,711,448	1,404,904	-	0.542
	伊吹町	4,193,919	855,670	1,341,444	-	0.383
	米原町	5,954,311	1,969,338	942,641	-	0.681
合計	-	16,236,433	4,536,456	3,688,989	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年9月25日	解散年月日：平成17年2月13日
内容	平成15年9月25日、山東町・伊吹町・米原町で法定合併協議会を設置。平成15年11月に開催された第2回協議会では、合併の期日を平成17年2月14日とすることが確認された。その後、平成16年8月19日までの間、全12回の協議会で新市建設計画を含む55項目を確認。平成16年11月18日に総務大臣の官報告示を経た。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度～平成26年度	
基本計画の主要項目	(1) 「らしさ」を活かすオンリーワンのまちづくり (2) どこでもキャンパスのまちづくり (3) 安心ネットワークのまちづくり (4) まるごと自然公園のまちづくり (5) ほっとする快適空間のまちづくり (6) 元気な交流活力のまちづくり (7) 3万人の市民自治のまちづくり	
旧市町村庁舎の利活用	分庁方式	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： - 年 8 ヶ月
議会の議員の報酬額	議長：月額295,000円、副議長：月額220,000円、議員：月額200,000円	
地域審議会の設置について	無	
内容	特になし	
地方税に関する特例	有	
内容	法人市民税：不均一課税（平成18年度まで） 国保税：不均一課税（平成19年度まで）	
合併特例債発行限度額（億円）	133億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の方式（新設合併） ・合併の期日（平成17年2月14日） ・新市の名称（米原〔まいばら〕市） ・新市の事務所の位置（本庁機能を行政部門ごとに分担する庁舎として旧町の庁舎を利用） ・町、字の区域及び名称（旧町にある字の区域は、従前のとおり。字の名称は、合併時に「大字」の文字を削除） ・事務組織及び機構（各庁舎に窓口業務及び地域振興業務を行う市民自治センターを設置） ・議会議員の定数及び任期（旧町の議会の議員の任期は、平成17年10月31日まで、引き続き新市の議会の議員として在任。特例適用後の議会議員の定数は、20人） ・地方税の取扱い（法人市民税の法人税割の税率は、合併する年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおり旧3町のそれぞれの税率を適用する不均一課税とする。ただし、平成19年度から旧米原町の例により13.9%とする。） ・国民健康保険事業の取扱い（旧町の国民健康保険税額に大きな差があったため、米原市では、平成17年度から平成19年度までは、旧町単位で税率が異なる不均一課税方式をとる。） ・保育事業の取扱い（合併する年度は現行のとおり旧3町のそれぞれの保育料を適用し、平成17年度から国の保育料徴収基準額の3割以内の軽減により統一。ただし、4歳児、5歳児の保育料は、平成17年度を調整期間として上限徴収額を12,000円とし、この期間に少子化対策、就学前教育のあり方を含め検討）
---------	---